

## 求職者支援訓練（令和3年度2、3月開講分）認定申請に係る再募集のご案内

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

愛知支部 求職者支援課長

令和3年度第4四半期（1～3月開講分）の認定申請の募集定員数に余裕が見込まれることから、2、3月開講分の認定申請に係る再募集を下記のとおり行いますので、ご案内します。

なお、今回の再募集より「短期・短時間特例訓練」が、実践コースの全分野で設定できるようになります（下記4参照）。

### 記

#### 1 再募集を行う分野

基礎コース：全分野      実践コース：全分野

#### 2 認定申請に係るスケジュール

##### （1）事前連絡

申請を予定される実施機関の方は、必ず申請前に下記6のお問い合わせ先までご連絡ください。

##### （2）申請書事前確認期間

2月開講科：10月21日（木）～10月29日（金）

3月開講科：11月19日（金）～11月30日（火）

ご提出いただく認定申請書の内容を、当支部において事前に確認する期間です。初めて認定申請書を作成される機関の方や、認定申請書の作成に不安をお持ちの機関の方は、この期間を利用して愛知支部に認定申請書（エクセルデータ）をメール送付し、支部の事前確認を受けることを強くお勧めします。

※ 申請書受付期間中にご提出いただいた申請書に不備や記載漏れ、添付書類の不足等がある場合、申請書を受理することができませんのでご注意ください。（※申請書の作成に慣れている機関の方も、本期間を利用して支部の事前確認を受けることをお勧めします。）

##### （3）申請書受付期間

2月開講科：11月1日（月）～11月15日（月）

3月開講科：12月1日（水）～12月14日（火）

認定申請書の原本を当支部に持参又は郵送又はメールで提出する期間です。申請書を提出する際は、必ず当支部への電話連絡をお願いします。持参の場合は、事前に電話でご予約ください（持参受付は土日祝を除く平日の9～16時）。

##### （4）申請書補正期間

2月開講科：11月16日（火）～11月22日（月）

3月開講科：12月15日（水）～12月21日（火）

#### (5) 本部審査期間

2月開講科：11月25日（木）～12月8日（水）

3月開講科：12月23日（木）～令和4年1月12日（水）

(4)、(5)の期間は、受理した申請書を当支部や当機構本部において審査する期間です。申請書の補正や追加の書類提出等をお願いする場合がありますので、支部が指定した補正期限までに修正等をお願いします。補正期限までに対応いただけない場合は、申請書類を返却します。

詳しくは、別紙1「令和3年度第4四半期 求職者支援訓練追加募集スケジュール」をご確認ください。

#### 3 訓練認定定員数

認定申請受付開始前に愛知支部ホームページに掲載予定です。

[https://www.jeed.go.jp/location/shibu/aichi/n23\\_noukai.html](https://www.jeed.go.jp/location/shibu/aichi/n23_noukai.html)

#### 4 「短期・短時間特例訓練」の設定について

愛知県においては実施可能な分野が限定されていた「短期・短時間特例訓練」が、今回の再募集より実践コースの全分野で設定できるようになります。これにより、通常より柔軟な訓練スケジュール計画が可能となるほか、付加奨励金の要件緩和の適用を受けることができます。

詳細については、別紙2「求職者支援訓練の概要」及び機構本部ホームページに掲載の「申請書の提出に当たっての留意事項」P15をご参照ください。

[https://www.jeed.go.jp/js/shien/copy\\_of\\_shien\\_r04\\_01.html](https://www.jeed.go.jp/js/shien/copy_of_shien_r04_01.html)

#### 5 その他

- 認定申請書につきましては、「申請書の提出に当たっての留意事項」をご確認の上、最新の認定申請書様式をダウンロードして作成してください。

[https://www.jeed.go.jp/js/shien/copy\\_of\\_shien\\_r04\\_01.html](https://www.jeed.go.jp/js/shien/copy_of_shien_r04_01.html)

- 全体説明会は開催ませんが、窓口での個別相談等は通常通り実施しております。認定申請書事前確認期間以前においても随時承りますので、余裕を持って早めの準備をお願いいたします。

#### 6 お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 求職者支援課

名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4F

TEL 052-221-8755 FAX 052-221-1271

メール aichi-qsyoku@jeed.go.jp

## 令和3年度第4四半期 求職者支援訓練追加募集スケジュール

開講月	2月				3月			
認定申請書事前確認期間	令和3年10月21日(木)～令和3年10月29日(金)				令和3年11月19日(金)～令和3年11月30日(火)			
認定申請書受付期間	令和3年11月1日(月)～令和3年11月15日(月)				令和3年12月1日(水)～令和3年12月14日(火)			
認定申請書の補正期限	令和3年11月16日(火)～令和3年11月22日(月)				令和3年12月15日(水)～令和3年12月21日(火)			
本部審査期間	令和3年11月25日(木)～令和3年12月8日(水)				令和3年12月23日(木)～令和4年1月12日(水)			
認定結果通知予定日	令和3年12月9日(木)				令和4年1月13日(木)			
募集開始日	令和3年12月23日(木)				令和4年1月27日(木)			
募集締切日A(最少開講人数設定なし)	令和4年1月19日(水)				令和4年2月17日(木)			
募集締切日B(最少開講人数設定あり) (募集締切日Aから+1週間程度)	令和4年1月26日(水)				令和4年2月25日(金)			
選考日	令和4年2月3日(木)				令和4年3月7日(月)			
選考結果通知日	令和4年2月8日(火)				令和4年3月10日(木)			
訓練開始日	令和4年2月24日(木)				令和4年3月25日(金)			
ハローワーク指定来所日	A	B	C	D	A	B	C	D
第1回	3/28	3/29	3/30	3/24	4/25	4/26	4/27	4/28
第2回	4/25	4/26	4/27	4/28	5/30	5/31	5/27	5/26
第3回	5/30	5/24	5/25	5/26	6/27	6/28	7/1	6/30
第4回	6/27	6/28	6/29	6/30	7/25	7/26	7/29	7/28
第5回	7/25	7/26	7/27	7/28	8/29	8/30	8/26	8/25
第6回	8/29	8/30	8/24	8/25	9/26	9/27	9/30	9/29

## ●指定来所日

- A 基礎コース:月曜日  
 B 実践コース 介護福祉分野(介護系)、その他(うち理美容系):火曜日  
 C 実践コース その他(うち理美容系以外):水曜日または金曜日  
 D 実践コース 医療事務分野(医療事務系):木曜日

## ●最少開講人数の設定の有無に応じた募集締切日

- ・最少開講人数設定なし:募集締切日A  
 ・最少開講人数設定あり:募集締切日B (締切日Aから+1週間程度)

※指定来所日が土日祝日の場合は、翌開庁日とする。ただし、翌開庁日に設定し難い場合は、指定来所日の前開庁日とする。

## 求職者支援訓練の概要

別紙2

区分	通常訓練	就職氷河期世代支援プログラム		短期・短時間特例訓練
		短期間訓練	短時間訓練	
実施可能期間	-	R5.3.31までに開始するコース※時限措置、延長未定		R4.3.31までに開始するコース※時限措置、延長未定
受講対象者	全ての求職者 (主に雇用保険を受給できない方)	全ての求職者 (主に雇用保険を受給できない方)	以下の方限定 ①非正規労働者(派遣、パート、アルバイト等で雇用保険に加入していない方) ②求職者のうち育児や介護中の方	次の①または②のいずれかに該当する方でハローワークに求職登録を行い、受講の必要性が認められた方。 ①主として、新型コロナウイルスの影響を受けてシフトが減少した方や休業を余儀なくされた方など、在職中で訓練時間に配慮が必要な方。 ②職業相談を通じて特例訓練の受講が就職の可能性を高めるために有効と判断される離職者の方。
対象コース	全ての訓練コース	実践コース ・介護職員初任者研修修了 ・生活援助従事者研修修了 ・医療事務に関する試験	全ての訓練コース ※左記に該当するコースを含む	全ての <u>実践コース</u>
訓練期間	・基礎コース 2～4か月 ・実践コース 3～6か月	・2か月	・基礎コース 2～4か月 ・実践コース 3～6か月(※) ※以下のコースの場合は2か月から設定可 ・介護職員初任者研修修了 ・生活援助従事者研修修了 ・医療事務に関する試験	【短期間】 ・2週間～2か月 かつ ・月100時間以上  【短時間】 ・月60時間～99時間以下(原則1日2～6時間) かつ ・3～6か月
訓練時間	月100時間以上 (原則1日5～6時間)	月100時間以上 (原則1日5～6時間)	月80時間～99時間以下 (原則1日3～6時間)	【短期間・短時間】 ・2週間～2か月 かつ ・月60時間～99時間以下(原則1日2～6時間)  ※3か月以上かつ1月の訓練時間が100時間以上のコースは、通常コースとなること。
基本奨励金	①基礎コース6万円×受講者数×月 ②実践コース5万円×受講者数×月			
付加奨励金	修了者の雇用保険適用就職率に応じた以下の額			
	35%以上60%未満 1万円×受講者数×月 60%以上 2万円×受講者数×月		30%以上55%未満 1万円×受講者数×月 55%以上 2万円×受講者数×月	
保育奨励金	児童1名あたり6万6千円を上限とした実費			
雇用保険適用就職率の認定基準	①基礎コース30%以上 ②実践コース35%以上			実践コース30%以上

【実践コース】

訓練期間 訓練時間	1か月	2か月	3か月	4か月～
月 100H～			通常訓練	
月 80～99H		就職氷河期世代支援プログラム 又は 短期・短時間特例訓練（※）		
月 60～79H		短期・短時間特例訓練（※）		

※訓練対象者について記載がある場合